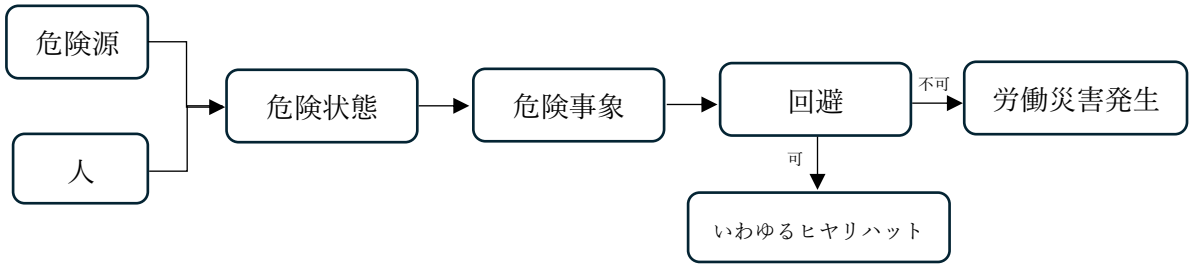
別添

原因分析・再発防止のための参考資料

労働災害の発生プロセス



○危険源　　労働災害が生ずる原因となるもの、災害を起こす根源となるもの。
（例）転倒の危険源としては、段差、濡れた床など

○危険状態　危険源があるだけでは、労働災害は起こりません。人が危険源に近づく等により危険源の影響を受ける状態になる必要があり、これを「危険状態」といいます。
（例）転倒の場合、段差を乗り越えようとしている状態。

○危険事象　危険状態が発生する場合には、各種の安全対策を施します。もし安全対策の不足や、不適切、不具合、あるいは人の誤りなどがあった場合には、人間が危害を受ける事象が発生し、これを「危険事象」といいます。
（例）転倒の場合、段差を乗り越えようとしているときに、足を段差にひっかけ躓いた状態。

○回避　　危険事象が発生したとき、人が危険状態を回避できれば危害を受けないですみます。
（例）転倒の場合、段差に躓いたものの踏みとどまる

○労働災害発生　回避できない場合には労働災害が発生する。

（出典）
危なさと向き合おう－本編－（愛知労働局）
https://jsite.mhlw.go.jp/aichi-roudoukyoku/content/contents/000710899.pdf

原因分析・再発防止の検討について

① 今般、発生した労働災害について、まずはその危険源を特定した上で、上記プロセスに沿って労働災害発生のシナリオを検討し、原因を分析してください。→　結果を「１　労働災害の発生原因」に記載

② ①を踏まえて、発生頻度及び危害の程度を考慮してリスクの大きさを見積もり、対策の優先順位を検討してください。→　結果を「２　再発防止対策」の「１－2」に記載。

③ ②を踏まえて、「高年齢者の労働災害防止のための指針」における「第２ 事業者が講ずべき措置」の「２　職場環境の改善」、「３　高年齢者の健康や体力の状況の把握」、「４　高年齢者の健康や体力の状況に応じた対応」及び「５　安全衛生教育」について必要な対策を検討してください。なお、「２　職場環境の改善」については、必ず検討してください。→　結果を「２　再発防止対策」の２～５の該当箇所に記載。

④ ①～③の内容は担当者だけでなく事業場として組織的に検討する必要がある内容です。「２　再発防止対策」の「１－１」にどのような体制でどのような場で検討を行ったのか必ず記載してください。もし、安全衛生管理を行う体制が存在しない場合については事業場規模に応じて管理体制を構築してください。